ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

政府統計

令和８年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要

目　　次

Ⅰ　処遇改善にかかる加算等の取得（届出）状況等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１

〈介護職員等処遇改善加算〉

- 加算の取得（届出）状況
- 加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロを取得（届出）できた理由
- 加算を取得（届出）できた理由
- 加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロの算定に係る要件の実施状況
- 処遇改善加算の算定に係る要件の実施状況
- 加算（Ⅱ）イまたはロの取得（届出）を行っていない理由
- 加算（Ⅲ）の取得（届出）を行っていない理由
- 加算の取得（届出）を行っていない理由
- 賃金改善の実施方法

Ⅱ　介護従事者の平均給与額等の状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅰ　処遇改善にかかる加算等の取得（届出）状況等について

○ 介護職員等処遇改善加算の取得（届出）状況

介護職員等処遇改善加算の取得状況をみると、従来から加算の対象となっているサービスでは加算を「取得（届出）している」事業所の割合は９６．１%、新たに加算の対象となったサービスでは７０．９%となっている。

また、加算の種類別（Ⅰ）イ～（Ⅳ）の取得状況をみると、加算（Ⅰ）イまたはロを取得（届出）している事業所が４６．１% となっている。

（統計表第28表）

〈従来から処遇改善加算の対象となっているサービス〉

	施設・事業所数（集計対象数）	加算（Ⅰ）イ	加算（Ⅰ）ロ	加算（Ⅱ）イ	加算（Ⅱ）ロ	加算（Ⅲ）	加算（Ⅳ）	届出をしていない
総　数	6,728	9.3%	36.8%	12.3%	24.0%	10.3%	3.5%	3.9%
介護老人福祉施設	1,324	13.0%	68.7%	4.3%	9.6%	2.9%	0.7%	0.8%
介護老人保健施設	579	14.6%	52.1%	8.7%	14.3%	6.4%	2.3%	1.6%
介護医療院	400	17.4%	29.8%	11.7%	11.1%	13.8%	11.1%	5.1%
訪問介護	825	9.3%	38.4%	13.4%	19.6%	11.5%	4.3%	3.5%
通所介護	943	6.4%	31.0%	11.7%	28.9%	13.8%	4.0%	4.2%
通所リハビリテーション	787	10.2%	41.1%	6.6%	8.2%	9.8%	4.9%	19.2%
特定施設入居者生活介護	546	11.5%	29.7%	12.6%	37.5%	6.3%	1.6%	0.7%
小規模多機能型居宅介護	610	10.7%	37.9%	15.4%	27.6%	5.6%	1.9%	1.0%
認知症対応型共同生活介護	714	11.1%	26.3%	18.5%	33.9%	6.9%	2.8%	0.7%

＜新たに処遇改善加算の対象となったサービス＞

	施設・事業所数（集計対象数）	届出をしている	届出をしていない
総　数	2,491	70.9%	29.1%
訪問看護	912	69.7%	30.3%
訪問リハビリテーション	584	54.8%	45.2%
居宅介護支援	995	74.0%	26.0%

注1）通所介護には地域密着型通所介護を含む。
注2）令和8年7月31日時点の取得（届出）状況である。

○ 【施設系サービス等】加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロを取得（届出）できた理由

従来から介護職員等処遇改善加算の対象となっているサービスについて、加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロの取得（届出）をしている事業所における加算を取得できた理由をみると、「申請時点で生産性向上推進体制加算を算定済のため」が５１．６%、「生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定することの誓約により要件を満たすことができたため」が３７．１%となっている。

（統計表第44表）
（複数回答）

	申請時点で生産性向上推進体制加算を算定済のため	生産性向上推進体制加算について、申請時点では算定していなかったが、加算Ⅰ又はⅡを算定することの誓約により要件を満たすことができたため	社会福祉連携推進法人に所属していることにより要件を満たすことができたため
全　体	51.6%	37.1%	1.3%
介護老人福祉施設	63.3%	33.5%	2.2%
介護老人保健施設	57.3%	33.3%	0.8%
介護医療院	46.3%	47.5%	0.7%
特定施設入居者生活介護	62.4%	37.2%	0.4%
小規模多機能型居宅介護	29.6%	20.6%	1.3%
認知症対応型共同生活介護	44.3%	47.4%	1.3%

注1）令和8年7月31日時点の取得（届出）状況である。
注2）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロを算定していると回答した施設・事業所を集計している。
注3）当該設問に未回答の事業数があるため、構成割合の合計が100%にならない場合がある。

○ 【訪問・通所系サービス等】加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロを取得（届出）できた理由

従来から介護職員等処遇改善加算の対象となっているサービスについて、加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロの取得（届出）をしている事業所における加算を取得できた理由をみると、「ケアプランデータ連携システムへ加入し、利用することの誓約により要件を満たすことができたため」が５３．２%、「申請時点でケアプランデータ連携システムに加入し利用しているため」が４０．６%となっている。

（統計表第44表）

（複数回答）

	ケアプランデータ連携システムについて、申請時点では加入していなかったが、加入し利用することの誓約により要件を満たすことができたため	申請時点でケアプランデータ連携システムに加入し利用しているため	社会福祉連携推進法人に所属していることにより要件を満たすことができたため
全　体	53.2%	40.6%	0.4%
訪問介護	50.2%	45.9%	0.0%
通所介護	58.0%	38.1%	0.8%
通所リハビリテーション	52.0%	42.6%	0.0%
小規模多機能型居宅介護	37.8%	26.8%	1.3%

注1）通所介護には地域密着型通所介護を含む。
注2）令和8年7月31日時点の取得（届出）状況である。
注3）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロを算定していると回答した施設・事業所を集計している。
注4）当該設問に未回答の事業数があるため、構成割合の合計が100%にならない場合がある。

○ 加算を取得（届出）できた理由

新たに介護職員等処遇改善加算の対象となったサービスについて、加算の取得（届出）をしている事業所における加算を取得できた理由をみると、「ケアプランデータ連携システムに加入し利用することの誓約により要件を満たすことができたため」が４０．５%、「加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）を満たすことができたため」が３９．４%となっている。

（統計表第45表）

（複数回答）

	ケアプランデータ連携システムについて、申請時点では未加入だったが、加入し利用することの誓約により要件を満たすことができたため	加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）を満たすことができたため（誓約も含む）	申請時点でケアプランデータ連携システムに加入し利用しているため	社会福祉連携推進法人に所属していることにより要件を満たすことができたため
全　体	40.5%	39.4%	36.5%	0.3%
訪問看護	41.9%	39.2%	34.9%	0.0%
訪問リハビリテーション	38.3%	51.3%	29.0%	0.3%
居宅介護支援	40.3%	38.1%	38.0%	0.4%

注1）令和8年7月31日時点の取得（届出）状況である。
注2）介護職員等処遇改善加算を算定していると回答した施設・事業所を集計している。
注3）当該設問に未回答の事業数があるため、構成割合の合計が100%にならない場合がある。

○ 加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロの算定に係る要件の実施状況

従来から介護職員等処遇改善加算の対象となっているサービスについて、加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロの算定要件の実施状況をみると、いずれの要件も「実施済み」の割合が高くなっている。

（統計表第46表）

	キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）		キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）		キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）		キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）		職場環境等要件	
	実施済み	誓約による対応	実施済み	誓約による対応	実施済み	誓約による対応	実施済み	誓約による対応	実施済み	誓約による対応
総数	94.8%	5.2%	93.8%	4.7%	92.6%	5.7%	82.0%	12.3%	82.9%	14.0%
介護老人福祉施設	97.1%	2.9%	95.3%	2.9%	95.1%	3.1%	91.9%	4.9%	88.8%	8.4%
介護老人保健施設	97.2%	2.8%	94.7%	2.9%	93.9%	3.5%	91.8%	3.9%	90.7%	5.5%
介護医療院	94.1%	5.9%	92.9%	5.9%	91.5%	6.7%	83.9%	11.5%	80.8%	15.4%
訪問介護	94.5%	5.5%	94.3%	4.9%	91.6%	7.4%	82.4%	12.2%	84.1%	12.8%
通所介護	93.2%	6.8%	91.8%	6.3%	90.4%	7.3%	76.1%	17.0%	79.1%	17.1%
通所リハビリテーション	93.1%	6.9%	92.4%	6.7%	92.1%	6.6%	82.1%	12.1%	85.5%	11.8%
特定施設入居者生活介護	98.5%	1.5%	96.8%	2.1%	97.0%	1.4%	86.5%	7.3%	89.1%	9.0%
小規模多機能型居宅介護	95.2%	4.8%	94.5%	4.1%	93.7%	4.6%	86.4%	10.3%	88.2%	8.5%
認知症対応型共同生活介護	95.9%	4.1%	95.4%	3.0%	96.3%	2.5%	82.0%	11.8%	77.3%	20.8%

注1）通所介護には地域密着型通所介護を含む。
注2）令和8年7月31日時点の取得（届出）状況である。
注3）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロまたは（Ⅱ）ロを算定できた理由について、何らかの回答をした施設・事業所を集計している。
注4）当該設問に未回答の事業数があるため、構成割合の合計が100%にならない場合がある。

○ 処遇改善加算の算定に係る要件の実施状況

新たに介護職員等処遇改善加算の対象となったサービスについて、処遇改善加算の算定要件の達成状況をみると、いずれの要件も「実施済み」の割合が高くなっており、「キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）」が８１．１％と最も高くなっている。

（統計表第47表）

	キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）		キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）		職場環境等要件	
	実施済み	誓約による対応	実施済み	誓約による対応	実施済み	誓約による対応
総数	78.6%	16.6%	81.1%	14.5%	76.9%	17.1%
訪問看護	74.9%	22.5%	75.8%	21.6%	74.5%	20.9%
訪問リハビリテーション	84.9%	11.5%	81.9%	12.4%	79.0%	14.6%
居宅介護支援	79.3%	14.9%	83.2%	11.8%	77.6%	15.9%

注1）令和8年7月31日時点の状況である。
注2）介護職員等処遇改善加算を算定できた理由について、「加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）を満たすことができたため（誓約も含む）」と回答した施設・事業所を集計している。
注3）当該設問に未回答の事業数があるため、構成割合の合計が100%にならない場合がある。

○ 加算（Ⅱ）イまたはロの取得（届出）を行っていない理由

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）または（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における加算（Ⅱ）イまたはロの取得（届出）を行っていない理由をみると、「改善後の年額賃金要件を定めるための事務作業が煩雑であるため」が２８．６％、「改善後の年額賃金要件をどのようにして定めたらよいかわからないため」が２３．８％となっている。

（統計表第51表）

（複数回答）

	改善後の年額賃金要件を定めるための事務作業が煩雑であるため	改善後の年額賃金要件をどのようにして定めたらよいかわからないため	改善後の年額賃金要件を定めることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	改善後の年額賃金要件を定めることにより、介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念されるため	上位加算を取得することにより、利用者負担が増えてしまうため
全　体	28.6%	23.8%	22.5%	22.5%	22.3%
介護老人福祉施設	15.6%	10.8%	35.8%	34.8%	10.7%
介護老人保健施設	14.3%	12.1%	45.9%	32.4%	25.0%
介護医療院	19.7%	18.3%	38.9%	25.7%	8.6%
訪問介護	29.3%	19.1%	14.9%	17.1%	26.6%
通所介護	32.2%	28.6%	24.7%	25.0%	22.2%
通所リハビリテーション	24.1%	20.3%	22.8%	17.9%	18.4%
特定施設入居者生活介護	16.9%	22.1%	23.0%	25.5%	15.9%
小規模多機能型居宅介護	28.1%	24.4%	37.9%	28.7%	30.6%
認知症対応型共同生活介護	23.8%	26.7%	23.4%	25.0%	12.9%

注1）通所介護には地域密着型通所介護を含む。
注2）令和8年7月31日時点の状況である。
注3）「介護職員等処遇改善加算の算定状況」について、「加算（Ⅲ）」または「加算（Ⅳ）」と回答した施設・事業所を集計している。
注4）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イまたはロの届出を行っていない理由は上位5位を掲載している。

○ 加算（Ⅲ）の取得（届出）を行っていない理由

介護職員等処遇改善加算Ⅳを取得（届出）している事業所における加算Ⅲの取得（届出）を行っていない理由をみると、「上位加算を取得することにより、利用者負担が増えてしまうため」が３１．７%、「非常勤職員も含めた昇給の仕組みを設けることが難しいため」が２９．０%となっている。

（統計表第48表）

（複数回答）

	上位加算を取得することにより、利用者負担が増えてしまうため	非常勤職員も含めた昇給の仕組みを設けることが難しいため	昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	昇給の仕組みを設けることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	昇給の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため
全　体	31.7%	29.0%	27.2%	26.9%	22.7%
介護老人福祉施設	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
介護老人保健施設	37.2%	26.4%	13.2%	32.9%	15.1%
介護医療院	9.5%	25.9%	29.5%	44.9%	16.9%
訪問介護	38.9%	34.4%	22.7%	25.4%	18.8%
通所介護	34.0%	24.8%	26.8%	26.4%	24.9%
通所リハビリテーション	17.5%	8.0%	29.6%	28.5%	22.2%
特定施設入居者生活介護	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
小規模多機能型居宅介護	45.5%	35.6%	45.3%	25.5%	36.1%
認知症対応型共同生活介護	14.8%	50.1%	38.9%	24.6%	24.1%

注1）通所介護には地域密着型通所介護を含む。
注2）令和8年7月31日時点の状況である。
注3）「介護職員等処遇改善加算の算定状況」について、「加算（Ⅳ）」と回答した施設・事業所を集計している。
注4）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）の届出を行っていない理由は上位5位を掲載している。
注5）集計対象数が10未満の場合は「・・・」と表章している。

○ 加算の取得（届出）をしない理由

介護職員等処遇改善加算の取得（届出）をしていない事業所における加算を取得しない理由をみると、「事務作業が煩雑」が３９．２%、「算定要件を達成できない」が１９．３%、「申請業務ができる職員がいない」が１５．３%となっている。

（統計表第60、61表）

（複数回答）

	事務作業が煩雑	算定要件を達成できない	申請業務ができる職員がいない	法人内の医療機関等における給与等の引き上げ状況を考慮した	利用者負担の発生	追加費用負担の発生	令和9年度以降の取扱が不明	対象施設・事業所の制約のため困難	その他
全　体	39.2%	19.3%	15.3%	10.6%	9.5%	8.0%	7.9%	7.4%	20.3%
介護老人福祉施設	0.0%	0.0%	0.0%	9.6%	9.6%	0.0%	0.0%	18.6%	45.8%
介護老人保健施設	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
介護医療院	32.4%	36.1%	27.0%	25.2%	10.8%	5.4%	0.0%	20.8%	5.4%
訪問介護	34.6%	11.0%	16.6%	0.0%	3.3%	3.2%	6.8%	7.0%	37.1%
訪問看護	40.0%	15.8%	14.9%	7.8%	12.6%	7.1%	8.3%	4.4%	23.2%
訪問リハビリテーション	21.2%	15.9%	5.9%	38.3%	4.0%	2.6%	3.1%	10.3%	19.7%
通所介護	52.6%	4.8%	30.1%	4.7%	38.1%	22.6%	2.4%	12.9%	7.1%
通所リハビリテーション	24.9%	15.9%	16.1%	44.1%	10.7%	3.3%	5.9%	4.6%	16.7%
特定施設入居者生活介護	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
小規模多機能型居宅介護	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
認知症対応型共同生活介護	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
居宅介護支援	44.7%	27.3%	14.9%	1.2%	4.6%	9.4%	10.2%	7.1%	20.2%

注1）通所介護には地域密着型通所介護を含む。
注2）令和8年7月31日時点の状況である。
注3）「介護職員等処遇改善加算の算定状況」について、「届出をしていない」と回答した施設・事業所を集計している。
注4）介護職員等処遇改善加算の届出を行っていない理由は上位9位を掲載している
注5）集計対象数が10未満の場合は「・・・」と表章している。

○ 賃金改善の実施方法

令和８年度の賃金改善の実施方法をみると、「ベースアップにより対応」が４９．２%、「賞与等の支給金額の引き上げ又は新設により対応」が４０．７%となっている。

（統計表第35表）
（複数回答）

	ベースアップにより対応	定期昇給を実施することで対応	各種手当を新設（決まって毎月支払われる手当以外）	既存の各種手当を引き上げて対応（決まって毎月支払われる手当以外）	賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げ又は新設により対応	その他
総　数	49.2%	39.6%	14.9%	25.7%	40.7%	2.7%
介護老人福祉施設	45.3%	65.3%	10.3%	33.9%	36.1%	2.6%
介護老人保健施設	47.4%	57.3%	10.9%	32.1%	30.3%	2.6%
介護医療院	51.7%	45.3%	12.3%	31.5%	19.8%	2.2%
訪問介護	50.1%	32.1%	8.3%	33.1%	46.8%	2.0%
訪問看護	49.4%	27.3%	33.7%	10.2%	27.9%	5.4%
訪問リハビリテーション	46.0%	28.9%	32.4%	17.5%	16.0%	2.4%
通所介護	53.4%	41.6%	7.8%	26.0%	47.5%	2.2%
通所リハビリテーション	49.8%	51.0%	13.9%	28.1%	24.9%	1.8%
特定施設入居者生活介護	55.2%	55.5%	10.8%	35.4%	45.4%	0.8%
小規模多機能型居宅介護	54.5%	44.3%	9.9%	26.2%	38.5%	3.4%
認知症対応型共同生活介護	52.8%	43.1%	7.2%	32.8%	46.7%	2.7%
居宅介護支援	39.0%	31.3%	32.8%	12.3%	34.3%	3.7%

注1）通所介護には地域密着型通所介護を含む。
注2）介護職員等処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。
注3）調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体（介護職員に限定していない）の状況である。
注4）「ベースアップ」とは、賃金表の改定により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることを指す。

Ⅱ　介護従事者の平均給与額等の状況について

○ 介護従事者の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員等処遇改善加算を取得（届出）している事業所における介護従事者（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和７年７月と令和８年７月の状況を比較すると、１６，７１０円増加（４．９%増）となっている。

（統計表第78表）

	令和8年7月	令和7年7月	対前年増加額（令和8年−令和7年）	対前年伸び率
介護従事者	359,710円	343,000円	16,710円	4.9%
介護職員	348,690円	332,000円	16,690円	5.0%
看護職員	410,840円	394,250円	16,590円	4.2%
生活相談員・支援相談員	369,870円	352,620円	17,250円	4.9%
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	385,290円	370,430円	14,860円	4.0%
介護支援専門員	375,700円	357,790円	17,910円	5.0%
事務職員	333,670円	317,660円	16,010円	5.0%
調理員	297,740円	279,510円	18,230円	6.5%
管理栄養士・栄養士	339,580円	322,670円	16,910円	5.2%

注1）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
注2）平均給与額＝基本給（月額）＋手当＋一時金（4～7月に支給された金額の1／6）。
注3）金額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者の平均給与額における賃上げの推移（月給・常勤の者、職種別）

	令和6年度調査		令和7年度調査		令和8年度調査	
	対前年増加額（R5 – R6）	対前年伸び率	対前年増加額（R6 – R7）	対前年伸び率	対前年増加額（R7 – R8）	対前年伸び率
介護従事者	13,200円	4.0%	6,830円	2.0%	16,710円	4.9%
介護職員	13,960円	4.3%	6,840円	2.0%	16,690円	5.0%
看護職員	9,360円	2.5%	5,330円	1.4%	16,590円	4.2%
生活相談員・支援相談員	13,800円	4.1%	7,710円	2.0%	17,250円	4.9%
理学療法士、作業療法士 言語聴覚士又は 機能訓練指導員	12,610円	3.6%	7,240円	2.0%	14,860円	4.0%
介護支援専門員	11,650円	3.2%	6,700円	1.8%	17,910円	5.0%
事務職員	11,660円	3.8%	7,880円	2.5%	16,010円	5.0%
調理員	12,100円	4.7%	5,170円	1.9%	18,230円	6.5%
管理栄養士・栄養士	12,000円	3.8%	8,580円	2.6%	16,910円	5.2%

注1）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
注2）平均給与額＝基本給（月額）＋手当＋一時金（4～7月（令和6年度は4～9月）に支給された金額の1／6）。
注3）金額は10円未満を四捨五入している。
注4）令和7年度調査は、令和7年度老人保健健康増進等事業「介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査研究事業」（（株）三菱総合研究所）の結果より老健局老人保健課で作成。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、サービス別）

従来から介護職員等処遇改善加算の対象となっているサービスのうち、加算（Ⅰ）イ～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和７年７月と令和８年７月の状況を比較すると、１６，６９０円の増加（５．０%増）となっている。

（統計表第81表）

	令和8年7月	令和7年7月	対前年増加額 （令和8年−令和7年）	対前年 伸び率
全　体	348,690円	332,000円	16,690円	5.0%
介護老人福祉施設	374,790円	356,900円	17,890円	5.0%
介護老人保健施設	365,490円	347,270円	18,220円	5.2%
介護医療院	342,500円	325,540円	16,960円	5.2%
訪問介護	348,850円	334,330円	14,520円	4.3%
通所介護	313,680円	294,850円	18,830円	6.4%
通所リハビリテーション	333,130円	316,940円	16,190円	5.1%
特定施設入居者生活介護	363,640円	346,950円	16,690円	4.8%
小規模多機能型居宅介護	323,520円	309,870円	13,650円	4.4%
認知症対応型共同生活介護	319,690円	303,430円	16,260円	5.4%

注1）通所介護には地域密着型通所を含む。
注2）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
注3）平均給与額＝基本給（月額）＋手当＋一時金（4～7月に支給された金額の1／6）。
注4）金額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者の平均給与額の状況（月給・常勤の者、サービス別）

新たに介護職員等処遇改善加算の対象となったサービスのうち、加算を取得（届出）している事業所における介護従事者（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和７年７月と令和８年７月の状況をサービス種類別にみると、「居宅介護支援」が１８，８４０円の増加（５．４%増）と最も高く、次いで「訪問リハビリテーション」が１６，４２０円の増加（４．４%増）となっている。

	令和8年7月	令和7年7月	対前年増加額 （令和8年−令和7年）	対前年 伸び率
全　体	392,800円	375,740円	17,060円	4.5%
訪問看護	423,890円	408,820円	15,070円	3.7%
訪問リハビリテーション	391,110円	374,690円	16,420円	4.4%
居宅介護支援	366,280円	347,440円	18,840円	5.4%

注1）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
注2）平均給与額＝基本給（月額）＋手当＋一時金（4～7月に支給された金額の1／6）。
注3）金額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者の平均給与額の内訳（月給・常勤の者）

介護職員等処遇改善加算を取得（届出）している事業所における介護従事者（月給・常勤の者）の平均給与額について、基本給、手当、一時金（賞与等）ごとに、令和７年７月と令和８年７月の状況を比較すると、「基本給」が４，７００円の増加（２．３%増）、「手当」が７，８５０円の増加（８．９%増）、「一時金」が４，１５０円の増加（９．０%増）となっている。

（統計表第78表）

	令和8年7月	令和7年7月	対前年同月差 （令和8年−令和7年）	対前年同月 伸び率
平均給与額	359,710円	343,000円	16,710円	4.9%
うち、基本給	212,860円	208,160円	4,700円	2.3%
うち、手当	96,370円	88,520円	7,850円	8.9%
うち、一時金（賞与等）	50,470円	46,320円	4,150円	9.0%

注1）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。
注2）手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当（早朝・深夜・休日手当等）も含まれる。
注3）一時金は賞与その他臨時支給分として4～7月に支給された金額の1／6である。
注4）金額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護職員の平均給与額の内訳（月給・常勤の者）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、「基本給」、「手当」、「一時金（賞与等）」ごとに、令和７年７月と令和８年７月の状況を比較すると、「基本給」は４，９１０円の増加（２．５%増）、「手当」は７，８２０円の増加（８．２%増）、「一時金」は３，９５０円の増加（９．０%増）となっている。

（統計表第78表）

	令和8年7月	令和7年7月	対前年同月差 （令和8年−令和7年）	対前年同月 伸び率
平均給与額	348,690円	332,000円	16,690円	5.0%
うち、基本給	198,330円	193,420円	4,910円	2.5%
うち、手当	102,640円	94,820円	7,820円	8.2%
うち、一時金（賞与等）	47,710円	43,760円	3,950円	9.0%

注1）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。
注2）手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当（早朝・深夜・休日手当等）も含まれる。
注3）一時金は賞与その他臨時支給分として4～7月に支給された金額の1／6である。
注4）金額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和７年７月と令和８年７月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増加となっている。

（統計表第94表）

	平均年齢（歳）	令和8年7月	令和7年7月	対前年同月差（令和8年−令和7年）	対前年同月伸び率
全　体	46.1	348,690円	332,000円	16,690円	5.0%
1年（勤続1年～1年11か月）	40.3	311,460円	281,880円	29,580円	10.5%
2年（勤続2年～2年11か月）	40.9	323,590円	306,850円	16,740円	5.5%
3年（勤続3年～3年11か月）	42.8	328,790円	312,770円	16,020円	5.1%
4年（勤続4年～4年11か月）	43.2	335,240円	317,120円	18,120円	5.7%
5年～9年	45.9	343,410円	327,690円	15,720円	4.8%
10年以上	49.4	369,300円	354,200円	15,100円	4.3%

注1）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
注2）平均給与額は基本給（月額）＋手当＋一時金（4～7月に支給された金額の1／6）。
注3）金額は10円未満を四捨五入している。
注4）勤続年数は令和8年7月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。
注5）勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、令和7年4月から勤務を開始した介護職員の場合、令和7年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和7年7月の平均給与額が低くなることが一つの要因として考えられる。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増加となっている。

（統計表第97表）

			平均勤続年数（年）	令和8年7月	令和7年7月	対前年同月差（令和8年−令和7年）	対前年同月伸び率
全　体			10.4	348,690円	332,000円	16,690円	5.0%
	保有資格あり		10.6	350,340円	334,030円	16,310円	4.9%
		複数回答 介護福祉士	11.4	360,160円	344,840円	15,320円	4.4%
		複数回答 社会福祉士	10.9	383,280円	362,910円	20,370円	5.6%
		複数回答 介護支援専門員	14.7	395,320円	378,550円	16,770円	4.4%
		複数回答 実務者研修	7.7	345,100円	327,970円	17,130円	5.2%
		複数回答 介護職員初任者研修	9.9	334,710円	315,870円	18,840円	6.0%
	保有資格なし		6.9	317,600円	295,820円	21,780円	7.4%

注1）「実務者研修」とは、実務者研修、介護職員基礎研修及びヘルパー1級をいう。
注2）「介護職員初任者研修」とは、介護職員初任者研修及びヘルパー2級をいう。
注3）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
注4）平均給与額＝基本給（月額）＋手当＋一時金（4～7月に支給された金額の1／6）。
注5）金額は10円未満を四捨五入している。
注6）平均勤続年数は令和8年7月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

○ 介護従事者の平均基本給等の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員等処遇改善加算を取得（届出）している事業所における介護従事者（月給・常勤の者）の平均基本給等について、令和７年７月と令和８年７月の状況を比較すると、１０，９６０円増加（４．１%増）となっている。

（統計表第103表）

	令和8年7月	令和7年7月	対前年増加額（令和8年−令和7年）	対前年伸び率
介護従事者	275,830円	264,870円	10,960円	4.1%
介護職員	264,070円	252,940円	11,130円	4.4%
看護職員	313,370円	302,120円	11,250円	3.7%
生活相談員・支援相談員	288,810円	277,890円	10,920円	3.9%
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	306,160円	296,600円	9,560円	3.2%
介護支援専門員	300,410円	289,210円	11,200円	3.9%
事務職員	261,940円	252,300円	9,640円	3.8%
調理員	228,020円	218,300円	9,720円	4.5%
管理栄養士・栄養士	263,040円	253,520円	9,520円	3.8%

注1）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。
注2）基本給等＝基本給（月額）＋手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）
注3）金額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者の平均基本給等における賃上げの推移（月給・常勤の者、職種別）

	令和6年度調査		令和7年度調査		令和8年度調査	
	対前年増加額（R5 – R6）	対前年伸び率	対前年増加額（R6 – R7）	対前年伸び率	対前年増加額（R7 – R8）	対前年伸び率
介護従事者	10,390円	4.2%	5,480円	2.5%	10,960円	4.1%
介護職員	11,130円	4.6%	6,130円	2.5%	11,130円	4.4%
看護職員	7,140円	2.5%	4,120円	1.5%	11,250円	3.7%
生活相談員・支援相談員	10,680円	4.0%	5,110円	1.8%	10,920円	3.9%
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	9,050円	3.3%	5,090円	1.8%	9,560円	3.2%
介護支援専門員	10,840円	3.9%	5,730円	2.0%	11,200円	3.9%
事務職員	8,860円	3.7%	6,170円	2.5%	9,640円	3.8%
調理員	8,460円	4.2%	2,880円	1.4%	9,720円	4.5%
管理栄養士・栄養士	7,650円	3.2%	4,990円	2.0%	9,520円	3.8%

注1）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。
注2）基本給等＝基本給（月額）＋手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない）。
注3）金額は10円未満を四捨五入している。
注4）令和7年度調査は、令和7年度老人保健健康増進等事業「介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査研究事業」（（株）三菱総合研究所）の結果より老健局老人保健課で作成。

○ 介護職員の平均基本給等の状況（月給・常勤の者、サービス別）

従来から介護職員等処遇改善加算の対象となっているサービスのうち、加算（Ⅰ）イ～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均基本給等について、令和７年７月と令和８年７月の状況を比較すると、１１，１３０円増加（４．４％増）となっている。

（統計表第106表）

	令和8年7月	令和7年7月	対前年増加額（令和8年−令和7年）	対前年伸び率
全　体	264,070円	252,940円	11,130円	4.4%
介護老人福祉施設	268,180円	258,050円	10,130円	3.9%
介護老人保健施設	263,400円	251,500円	11,900円	4.7%
介護医療院	253,250円	241,520円	11,730円	4.9%
訪問介護	281,990円	269,320円	12,670円	4.7%
通所介護	249,400円	238,750円	10,650円	4.5%
通所リハビリテーション	258,630円	247,870円	10,760円	4.3%
特定施設入居者生活介護	266,270円	254,140円	12,130円	4.8%
小規模多機能型居宅介護	248,130円	239,680円	8,450円	3.5%
認知症対応型共同生活介護	244,190円	233,350円	10,840円	4.6%

注1）通所介護には地域密着型通所介護を含む。
注2）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。
注3）基本給等＝基本給（月額）＋手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）
注4）金額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者の平均基本給等の状況（月給・常勤の者、サービス別）

新たに介護職員等処遇改善加算の対象となったサービスのうち、加算を取得（届出）している事業所における介護従事者（月給・常勤の者）の平均基本給等について、令和７年７月と令和８年７月の状況を比較すると、１１，６００円増加（３．８%増）となっている。

	令和8年7月	令和7年7月	対前年増加額 （令和8年−令和7年）	対前年 伸び率
全　体	313,610円	302,010円	11,600円	3.8%
訪問看護	333,000円	321,370円	11,630円	3.6%
訪問リハビリテーション	306,080円	294,730円	11,350円	3.9%
居宅介護支援	298,110円	286,470円	11,640円	4.1%

注1）令和7年7月31日と令和8年7月31日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。
注2）基本給等＝基本給（月額）＋手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）
注3）金額は10円未満を四捨五入している。

Ⅲ　給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について、職場環境等要件の各区分別に実施率が高いのは、
・入職促進に向けた取組のうち、「法人事業所の経営理念やケア方針などの明確化」が 77.7%
・資質の向上やキャリアアップに向けた支援のうち、「研修の受講支援等」が 72.2%
・両立支援・多様な働き方の推進のうち、「柔軟な勤務・雇用制度の整備」が 81.4%
・腰痛を含む心身の健康管理のうち、「事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等」が 83.5%
・生産性向上のための業務改善の取組のうち、「介護ソフトや情報端末の導入」が 77.4%
・やりがい・働きがいの醸成のうち、「職員の気づきを踏まえたケア内容等の改善」が 87.1%
となっている。

（統計表第74表）

	実施（実施予定）	未実施
入職促進に向けた取組		
法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	77.7%	13.2%
資質の向上やキャリアアップに向けた支援		
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	72.2%	19.5%
両立支援・多様な働き方の推進		
職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	81.4%	10.9%
腰痛を含む心身の健康管理		
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	83.5%	8.1%
生産性向上のための業務改善の取組		
介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入	77.4%	13.0%
やりがい・働きがいの醸成		
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	87.1%	5.6%

注1）当該設問に未回答の施設･事業所があるため、構成割合の合計は100%にならない場合がある。
注2）職場環境等要件については、各区分ごとの実施率の上位1位を掲載している。

（参考）有効回答数及び有効回答率の状況

	令和８年度処遇状況等調査			（参考）令和６年度処遇状況等調査		
	客対数	有効回答数	有効回答率	客対数	有効回答数	有効回答率
介護老人福祉施設	2,135	1,324	62.0%	2,067	1,281	62.0%
介護老人保健施設	1,087	579	53.3%	1,087	584	53.7%
介護医療院	810	400	49.4%	688	375	54.5%
訪問介護事業所	1,583	825	52.1%	1,437	877	61.0%
通所介護・地域密着型通所介護事業所	1,882	943	50.1%	1,832	1,059	57.8%
訪問看護事業所	1,429	912	63.8%	－	－	－
訪問リハビリテーション事業所	1,001	584	58.3%	－	－	－
通所リハビリテーション事業所	1,397	787	56.3%	1,401	843	60.2%
特定施設入居者生活介護事業所	1,181	546	46.2%	1,095	628	57.4%
居宅介護支援事業所	1,613	995	61.6%	1,612	1,135	70.4%
認知症対応型共同生活介護事業所	1,383	714	51.6%	1,315	706	53.7%
小規模多機能型居宅介護事業所	1,268	610	48.1%	1,267	692	54.6%
合　　計	16,769	9,219	55.0%	13,801	8,180	59.3%